参考様式第5－1号

６ 農 第 １ ９ ４ 号

令和6年6月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

只見町長　渡部　勇夫

市町村名 （市町村コード）	只見町 （07367）
地域名 （地域内農業集落名）	八木沢地区 （八木沢集落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月10日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

八木沢地区は、1筆当たりの平均面積が434㎡と町内の平均面積2，000㎡より大きく下回っており、狭小であるがゆえに大型機械での作業を阻害している。また、不整形の農地も多く、地区内に分散しているため、作業効率が悪く耕作放棄地が増えている。
農業従事者の高齢化が進んでおり、後継者、新規就農者の確保が課題であるが、ほ場整備の実施に向けて、区画整理と農地利用集積を一体的に推進していく。

（2） 地域における農業の将来の在り方

八木沢地区の農地利用は、中心経営体が担うほか、新たな担い手や新規就農者の受入れを促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.1 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心とした担い手へ農地集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
八木沢地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
（3）基盤整備事業への取組方針
八木沢地区において、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取組む。併せて、五礼地区における高収益作物の作付の検討を進める。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、JA等の関係機関と連携し、後継者及び新規就農者の確保・育成に努める。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①サル等による鳥獣の農作物の被害が増加していることから、猟友会等関係団体と連携し被害防止を進める。 ③ほ場整備の計画の中で、作業効率化を目指したロボット技術やICTを活用したスマート農業の導入を検討する。